

外郭団体等の見直しに関する指針

平成18年4月
門 真 市

【 目 次 】

1	指針策定の目的	1
2	計画期間	1
3	指針の対象団体	1
	50%以上出資又は出捐している法人	
	25%以上（50%未満）出資又は出捐している法人	
	出資割合は25%未満であるが、市が人的又は	
	財政的支援を行っている法人	
4	見直しに向けた取り組み	2
	市における取り組み	2
	団体のあり方の見直し	
	財政的支援の見直し	
	人的支援の見直し	
	指導体制等について	
	団体における取り組み	4
	自主的・自立的な経営について	
	透明性の確保等について	
	【参考資料】対象団体の沿革等について	6

1 指針策定の目的

本市では、平成 17 年 12 月に「市政の再生」、「財政の再建」の実現に向けて「門真市行財政改革大綱」及び「門真市行財政改革推進計画」を策定し、その推進項目として、「外郭団体等の見直し」を掲げ、総合的な見直しを行うこととしています。

外郭団体は、行政活動を補完・代替する役割を担っており、多様化・高度化する市民ニーズに対し、民間の資金や人材、経営ノウハウを活用することにより、本市が直接事業を実施するよりも、より効率的・効果的な公共サービスの提供が可能となるよう設立されたものです。

しかしながら、近年において、公共サービスの提供を行う上で、NPO等との連携、また、指定管理者制度の導入など、民間活力の活用や行政と民間の役割分担が進められる中で、外郭団体を取り巻く環境も大きく変化しており、市は外郭団体の設立目的に立ち返り、その必要性について、あらためて検討することが必要となってきました。

加えて、外郭団体においても、本来独立した経営主体であることを認識し、自らが積極的に改革・改善に取り組み、公共サービスの供給主体の一つとして、本市に依存しない自主的・自立的な経営基盤を確立すべきであり、本市は指導・支援する責務があります。

これらのことから、本指針に基づき、外郭団体に対する本市の関与のあり方を明確にし、外郭団体自らが積極的に改革・改善に取り組み、健全で自主的・自立的な経営基盤の確立を実現するため、外郭団体の抜本的な見直しを図ることを目的として策定するものです。

2 計画期間

平成 18 年度 ~ 平成 21 年度

3 指針の対象団体

この指針が対象とする外郭団体(以下「団体」という。)は、次のとおりです。

50%以上出資又は出捐している法人(3団体)

【経営状況を説明する書類を議会に提出する法人(地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に関する法人)】

門真市土地開発公社

財団法人 門真市緑化推進センター

財団法人 門真市文化振興事業団

25%以上（50%未満）出資又は出捐している法人（1団体）

【監査委員が監査することができる法人（地方自治法第199条第7項後段の規定に関する法人）】

門真都市開発ビル株式会社

出資割合は25%未満であるが、市が人的又は財政的支援を行っている法人（2団体）

社会福祉法人 門真市社会福祉協議会

社団法人 門真市シルバー人材センター

4 見直しに向けた取り組み

団体の見直しを行うためには、市内部のみの見直しだけでは足りうるものではなく、団体内部での見直しも必要不可欠であり、次に掲げる取り組みを総合的に推進することにより、見直しを行います。

市における取り組み

団体のあり方の見直し

団体は、行政活動を補完するため設立され、これまで一定の実績を上げてきました。しかしながら、社会経済情勢が変化するなか、事業そのものの必要性や当該事業を団体で実施する必要性について、あらためて検討を加えるなど、存廃も含めた団体のあり方について見直しを行うことが必要です。

そのため、以下の視点に該当する団体については、団体そのものの廃止を検討し、該当しない団体にあっても、設立目的の効果的な達成及び自主的・自立的、効率的な経営に資する見直しを行います。

〔見直しの視点〕

1. 設立目的が達成されたもの、あるいは設立の意義が薄れ、又は今後希薄化が予測されるもの
2. 事業の必要性や市民ニーズが低下したもの
3. 民間事業者等他によるサービス提供が可能なもの
4. 財務状況が悪化し、財務状況の改善が困難であるもの

財政的支援の見直し

団体の経営努力を促進し、自主性・自立性を高めるとともに、本市の財政負担を軽減するため、以下の視点から財政的な関与を見直し、削減を図ります。

〔見直しの視点〕

1. 補助金

対象となる事業等について、公益性・必要性等の観点から十分に精査を行います。

また、人件費や運営費に対する補助については、団体の自主的・自立的経営を求める観点から、縮減を図ります。

2. 委託料

団体へ委託を行う場合においては、民間事業者等と比較して効率性・経済性の観点から検証を行い、委託料の削減を図ります。

3. 出資金

今後においては、経営支援のための追加出資は行わないものとし、また、財政的・人的支援の必要性が低くなった団体については、既存の出資金の引き上げについて検討を行います。

人的支援の見直し

行政知識や技術等を活用して団体の事業運営における公共性を確保することや、市と団体の円滑な連携を図ることなどを目的に職員の派遣を行っています。

市の業務との関連性及び必要性を検証し、また、団体の自主性・自立性の向上を図る観点から見直しを行い、派遣職員数の削減を図ります。

指導体制等について

団体の経営状況等を常に把握するとともに、健全な経営が行われるよう指導・調整を行います。

また、経営状況等の点検・評価を行うため、委員会等の組織の体制整備を検討します。

この指針に基づく見直しに関する具体的な取り組みについては、各団体の所管部局において行い、総括的な管理を行財政改革推進部において行います。

団体における取り組み

自主的・自立的な経営について

団体自らが積極的な改革を行い、自主財源の充実・確保、経費の節減などに努めるとともに、計画的・安定的な経営の確立のため、以下の視点から自主的・自立的な経営基盤の確立に向けた取り組みを行います。

〔見直しの視点〕

1. 目標管理型経営の推進

計画的・安定的な経営の確立のため、経営方針、経営目標及び3～5年程度の中期的な経営計画の策定を行うとともに、目標等についての進捗状況及び達成状況を定期的に評価・検証することにより、目標管理型経営の推進を図ります。

2. 収益構造の強化等

新規事業の開拓等新たな収入の確保策を検討するとともに、既存の会費・寄付金の充実・確保など、自主財源の充実を図り、収益構造の強化を図ります。

3. 事業運営の効率化等

既存の各種事務事業について、抜本的な見直しにより簡素化・効率化を図り、経費の縮減に努めます。

4. 人事管理の適正化

経営状況や事業規模等を踏まえながら、役職員数の適正化を図り、簡素で効率的な組織体制づくりを行います。

5. 給与制度の適正化

役職員や団体職員の給与等について、健全で安定的な団体経営に資するため、適正化を図ります。

6. 職員の資質向上

新たな課題に的確に対応し、次代を担う職員を育成するため、団体内部での研修や市・他団体との共同研修など、職員の資質向上に向けた取り組みを行います。

透明性の確保等について

1. 情報公開の充実等

門真市情報公開条例並びに個人情報保護条例に準じた制度を整備し、適切な情報公開の推進及び個人情報の保護に努めます。

また、市民に対する説明責任を果たす観点から、団体の経営状況や事業内容等について、インターネットの活用など広くわかりやすい方法により市民への周知を図り、団体の透明性を確保するための方策について検討を行います。

2. 監査機能の充実

団体の適正な経営に資するために、客観的な視点での監査の実施も有効な手法であることから、外部監査の導入について検討を行います。

【参考資料】対象団体の沿革等について

【団体の名称】門真市土地開発公社	
【設立年月日】昭和 48 年 6 月 1 日	【基本財産】5,000 千円
【出資等の額】5,000 千円	【出資等比率】100.0%
<p>【設立目的】</p> <p>公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、公有地となるべき土地の取得及び管理を行い、もって地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与する。</p>	
<p>【事業内容】</p> <p>公拡法に基づく土地の取得及び管理 その他、当該業務に支障のない範囲において国、地方公共団体その他公共的団体の委託に基づき、土地の取得あっせん、調査、測量その他これらに類する業務</p>	
【団体の名称】財団法人 門真市緑化推進センター	
【設立年月日】昭和 57 年 3 月 10 日	【基本財産】5,000 千円
【出資等の額】5,000 千円	【出資等比率】100.0%
<p>【設立目的】</p> <p>門真市民憲章の精神ならびに 1990 年の郷土門真をめざす、まちづくり基本構想に基づき、市民と市が一体となって“緑のふる里づくり運動”を基本柱として、健全な青少年の育成と家族ぐるみの健康づくりを目指し、生きがいと安らぎのある町づくりを推進する。</p>	
<p>【事業内容】</p> <p>緑化意識の高揚を図るための普及啓発 環境緑化推進のための相談、指導等催物の開催 環境緑化のための植栽及び樹木の保護育成 緑化樹養成事業 緑化運動を通じ青少年の健全育成及び家族ぐるみの健康づくりのための催物の開催 その他法人の目的を達成するために必要な事業</p>	

【団体の名称】財団法人 門真市文化振興事業団	
【設立年月日】平成 4 年 7 月 1 日	【基本財産】1,800,000 千円
【出資等の額】1,800,000 千円	【出資等比率】100.0%
【設立目的】 市民の文化活動の振興を図り、魅力的で個性豊かな文化の創造に寄与する。	
【事業内容】 文化事業の企画及び実施 文化情報の収集及び提供 文化の振興に関する調査及び研究 門真市民文化会館の運営・管理業務の受託 その他この法人の目的を達成するために必要な事業	
【団体の名称】門真都市開発ビル株式会社	
【設立年月日】昭和 53 年 4 月 28 日	【資本金】50,000 千円
【出資等の額】24,800 千円	【出資等比率】49.6%
【設立目的】 市街地再開発事業により建築された建築物の管理及び運営 市街地再開発事業に関連する施設の建設及び経営 自販機による飲食料品等の販売 損害保険代理業、生命保険契約の募集の業務及び広告代理業 その他前各号に附帯する事業に関すること	
【事業内容】 同 上	

【団体の名称】 社会福祉法人 門真市社会福祉協議会	
【設立年月日】 昭和 39 年 3 月 31 日	【基本財産】 1,500 千円
【出資等の額】 0 千円	【出資等比率】 0.0%
【設立目的】 門真市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。	
【事業内容】 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡調整及び助成から のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 共同募金事業への協力 善意銀行に関する事業 心配ごと相談に関する事業 居宅介護等事業 居宅介護支援事業 ボランティア活動の振興 福祉サービス利用援助事業 その他この法人の目的達成のために必要な事業	

【団体の名称】社団法人 門真市シルバー人材センター

【設立年月日】昭和 55 年 11 月 29 日

【設立目的】

定年退職後等において、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通して自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与する。

【事業内容】

高齢者の就業に関する情報の収集及び提供

高齢者の就業に関する調査研究

高齢者の就業に関する相談

臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者に対する希望と能力に応じた就業機会の開拓及び提供

臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための無料の職業紹介事業の実施

高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習等の実施

前各号のほか、センターの目的を達成するために必要な事業の実施